

## 秋田県告示第195号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、次のとおり令和5年度調理師試験を実施するので、調理師法施行細則（昭和34年秋田県規則第34号）第2条第1項の規定に基づき、公告する。

令和5年4月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 1 試験の日時及び場所

- (1) 日時  
令和5年10月28日（土）午後1時30分から午後3時30分まで
- (2) 場所  
秋田市八橋南二丁目10番16号 秋田県J Aビル

### 2 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論及び食文化概論

### 3 受験資格

次に掲げる学歴及び実務経験を有する者とする。

#### (1) 学歴

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定により高等学校の入学資格を有する者

イ 旧制国民学校高等科を修了した者及び旧制中学校2年の課程を終えた者又は厚生労働大臣がこれらの者と同  
等以上の学力を有すると認めた者

#### (2) 実務経験

令和5年度調理師試験実施要領により別に定める。

### 4 受験申込みに必要な書類

- (1) 受験願書 2部
- (2) 添付書類  
令和5年度調理師試験実施要領により別に定める。

### 5 受験願書用紙の交付

- (1) 期間  
令和5年5月17日（水）から同年6月16日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時  
まで
- (2) 場所  
秋田県内の各地域振興局福祉環境部（県保健所）、秋田市保健所及び鹿角地域振興局内県民ホール  
県外在住者に限り、郵送での書類の請求も可（郵送の場合は健康福祉部健康づくり推進課でのみ対応する。）
- (3) その他  
期間中、受験願書及び一部の添付書類は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」（<http://www.pref.akita.lg.jp/>）より、ダウンロードができる。

### 6 受験願書の受付

- (1) 期間及び時間  
令和5年6月5日（月）から同月16日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所  
住所地为所管する地域振興局福祉環境部（県保健所）とする。なお、秋田市の居住者は秋田市保健所とする。  
また、秋田県内に住所を有しない者にあつては、秋田県内の地域振興局福祉環境部（県保健所）とする。  
郵送による願書提出は原則として認めない。

### 7 受験手数料

- (1) 額  
6,100円
- (2) 納付方法  
受験願書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

### 8 合格者の発表

令和5年12月15日（金）午前10時に秋田県庁前公告板、各地域振興局福祉環境部（県保健所）及び秋田市保健所の  
掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者へ通知する。また、秋田県公式Webサイト「美の国あきた  
ネット」（<http://www.pref.akita.lg.jp/>）にも合格者受験番号を掲載する。

### 9 試験結果の情報提供の申出

- (1) 情報提供の申出ができる者

受験者本人

(2) 情報提供の内容

科目別得点及び総合得点

(3) 期日及び時間

令和5年12月15日（金）から令和6年1月15日（月）まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、12月15日は午前10時から午後5時まで）

(4) 場所

秋田県健康福祉部健康づくり推進課及び各地域振興局福祉環境部（県保健所）

10 試験についての問合せ先

秋田県健康福祉部健康づくり推進課（電話018-860-1426）、最寄りの地域振興局福祉環境部（県保健所）及び秋田市保健所まで